

平成18年度  
農林水産情報交流ネットワーク事業  
近畿地方調査結果について

平成19年3月  
近畿農政局 消費・安全部 安全管理課

# ポジティブリスト制度に関する意識・意向調査

・調査時期 平成18年10月18日～11月17日

・調査地域 近畿6府県

・調査対象者・数(回収数/配布数[回収率])

農業者モニター(耕種農家)	201名 / 238名 (84%)
農業者モニター(畜産農家)	33名 / 46名 (72%)
漁業者モニター(魚類養殖)	3名 / 3名 (100%)
流通加工業者モニター(公募)	226名 / 290名 (78%)
消費情報提供協力者(公募)	194名 / 212名 (92%)
[合計]	657名 / 789名 (83%)

・調査機関 近畿農政局

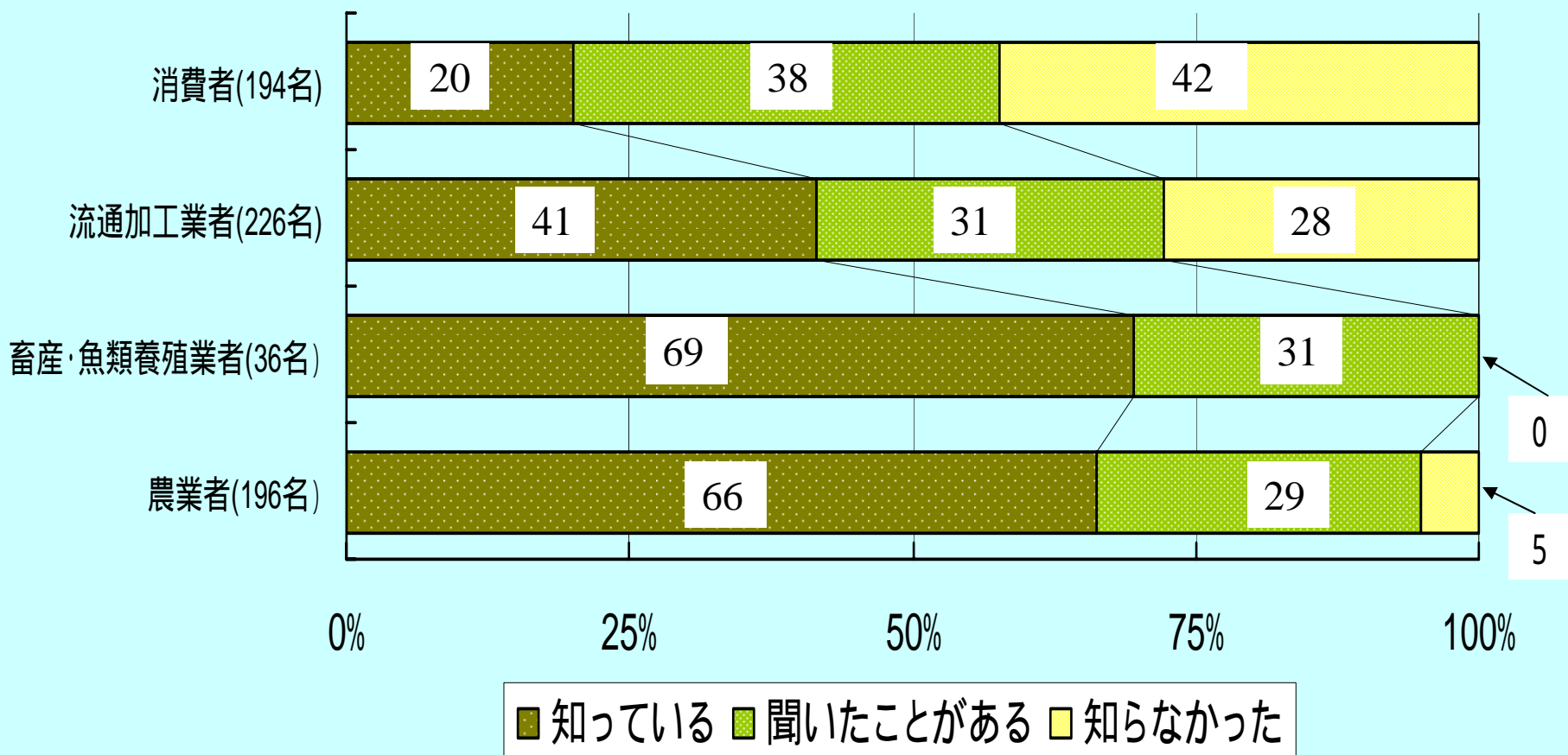
・調査方法 アンケート調査票を郵送

・調査事業名

平成18年度農林水産情報交流ネットワーク事業近畿地方調査

# 問 1

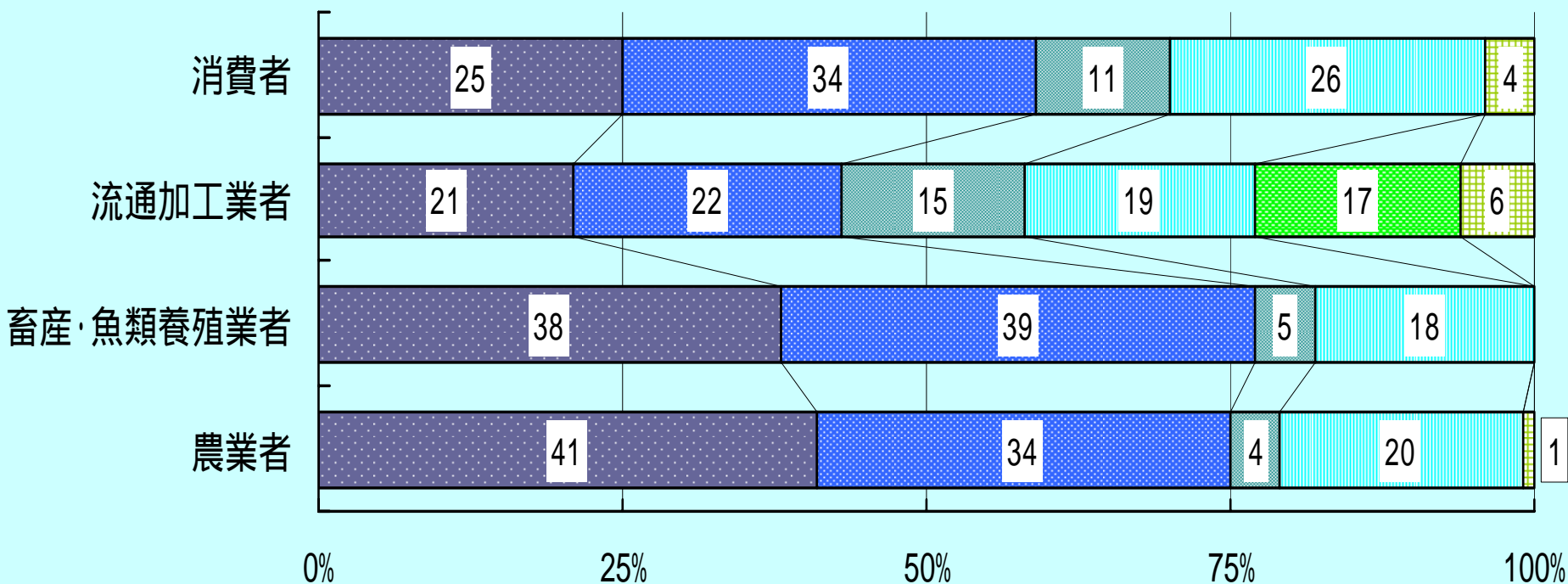
## 新たな残留基準制度(ポジティブリスト制度)をご存じでしたか。



## 問 2

# 残留基準のポジティブリスト制度は、何によりお知りになりましたか。

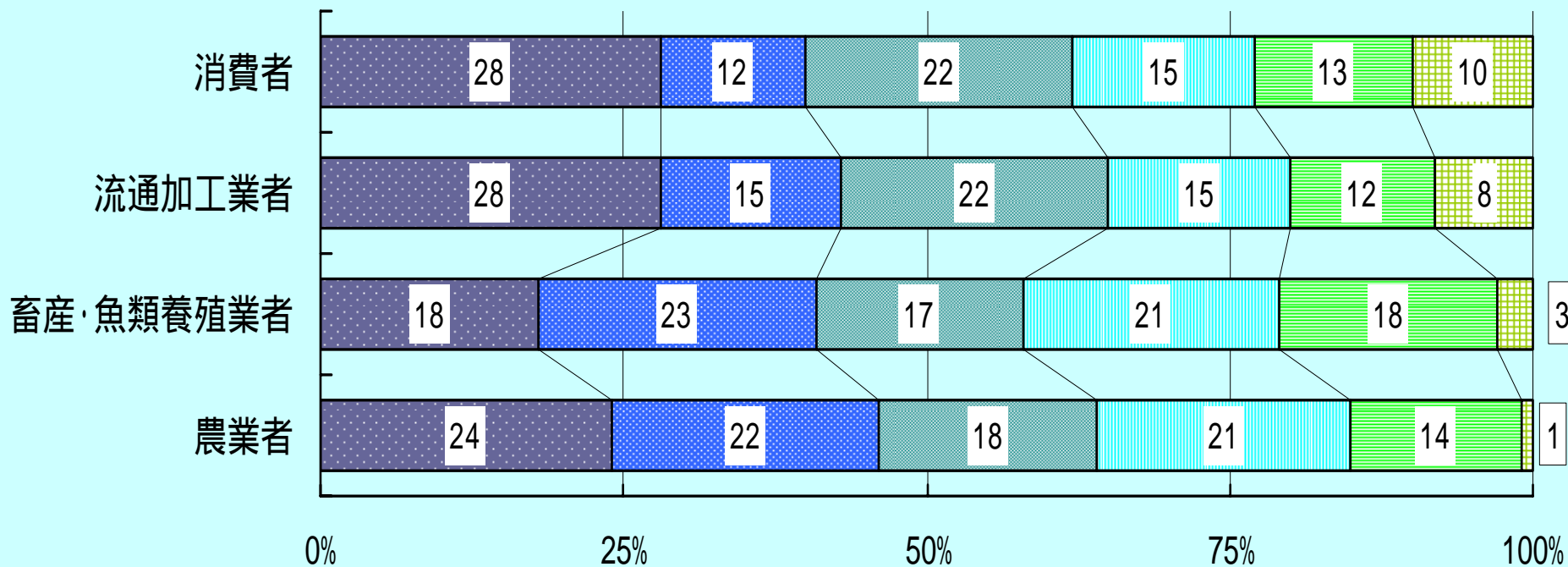
【複数回答可】



- 国、地方公共団体(府県、市町村)、農業関係団体、食品関係団体等主催の説明会や意見交換会
- 国、地方公共団体(府県、市町村)、農業関係団体、食品関係団体等発行の資料(チラシ、パンフレット、広報誌等)
- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオのニュース報道等
- インターネット(国、地方公共団体、関係団体等のホームページ)
- 取引のある食品関係事業者等の関係者
- その他

### 問 3

農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用にあたり、食品(農畜産物)の安全性を確保するための以下のような制度や取組などについて、ご存じのことはありますか【複数回答可】

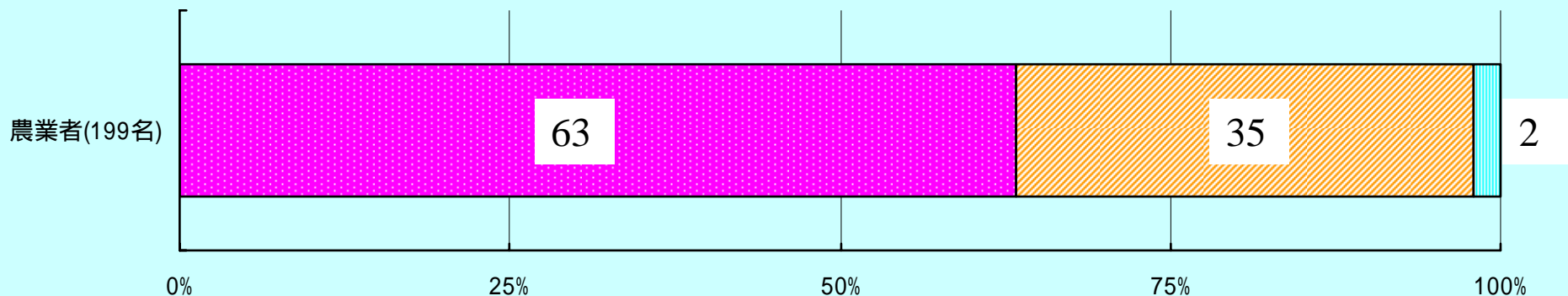


- 国が使用基準を定め、国が登録したもののだけが販売、使用されている
- 使用基準通りに使用すれば、残留基準を超えることはない
- 使用基準を守らないで使用した場合は、法により罰則が適用される
- 使用基準の記帳を国や地方自治体、関係団体などが指導している
- 使用状況の記帳があれば、万が一残留基準を超過しても、荷口の特定、原因究明、再発防止を迅速に行うことができる
- いずれも知らなかった

# 問 4

## ポジティブリスト制度導入に伴い周辺作物への農薬飛散(ドリフト)低減対策の必要性及び対処方法はご存じでしたか【どれか1つ】

- 必要性及び対策方法とも知っている(知っている)
- 必要性は知っているが対策方法までは知らない(聞いたことはあるが詳しくは知らない)
- 必要性も対策方法も知らない(知らない)

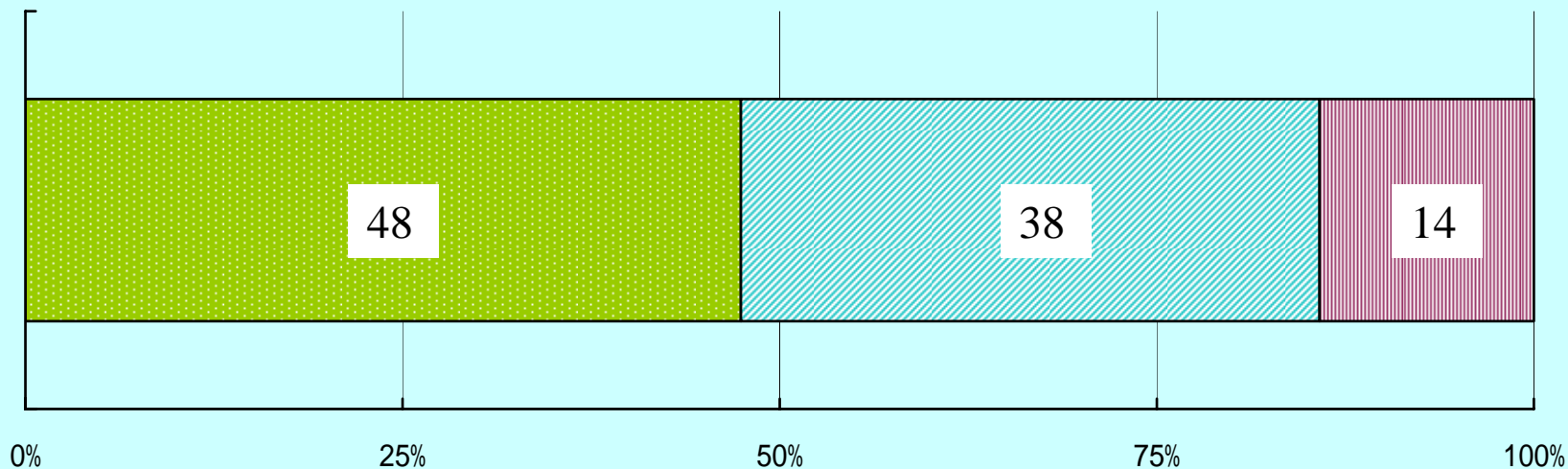


# 問 5

## ポジティブリスト制度導入に伴い、周辺作物への農薬飛散(ドリフト)低減対策を行っていますか【どれか1つ】

- 全ての周辺作物に対し対策を行っている(畜水:取り組んでいる)
- 一部の周辺作物に限って対策を行っている(畜水:おおむね取り組んでいる)
- 全く対策を行っていない(畜水:取り組んでいない)

農業者(196名)



# 問 6

ポジティブリスト制度への対応やドリフト低減対策を進めるために、要望したいことはありますか。〈複数回答可〉

